

財政運営の弾力化措置、長期運営計画の策定についての通知出状 (厚年)

対象先	DB年金	厚生年金	適格年金	退職金	その他
内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他

ご参考にDB年金のお客様にも送付させていただきます。

ポイント

標記の件について意見募集が行われておりました*1が、厚生年金基金対応分について通知*2が出状されましたので、ご案内致します。(下線部が今回明らかになった点)

弾力化措置

1. 最低責任準備金の期ズレの解消(恒久措置) 1
2. 掛金の引上げ猶予(平成24年3月末まで) 2
3. 下方回廊方式の導入(平成24年3月末基準まで) 3

長期運営計画の策定について

- ・ 掛金の引上げ猶予を行う場合に地方厚生局あて提出する長期運営計画の策定についてのガイドライン、標準様式を提示。

*1 年金ニュースN0.157でご案内済

*2 「厚生年金基金の財政運営についての一部改正等について(平成21年7月10日 年発第0710第5号)」
「厚生年金基金の長期運営計画の策定について(平成21年7月10日 年総発第0710第3号、年企発第0710第6号)」

1. 最低責任準備金の定義と非継続基準の取り扱いは変更なし。
 - ・ 期ズレ部分を「最低責任準備金調整加算(控除)額」として認識する。
 - ・ 平成22年4月から適用される特別掛金算定から反映し、決算上は平成22年3月末基準の財政検証から反映。
 - ・ 適用対象掛金: 特別掛金
2. 規約変更提出期限(規約変更を行わない場合、計算基準日の11ヶ月後)までに、数理関係書類及び長期運営計画の策定を議決した代議員会の議事録を添付して「長期運営計画」の地方厚生局宛提出が必要。
 - ・ 適用対象掛金: 標準掛金、特別掛金、特例掛金。但し免除保険料の変更と同率標準掛金率を変更する部分については、猶予の対象外。
3. 継続基準に抵触した場合、掛金化により解消する不足金は許容繰越不足金を上回る部分から不足金全額の間で選択することが可能(下方回廊方式)。
 - ・ ただし財政再計算、20%変動等は不足金の全額解消が必要。
 - ・ 適用対象掛金: 特別掛金

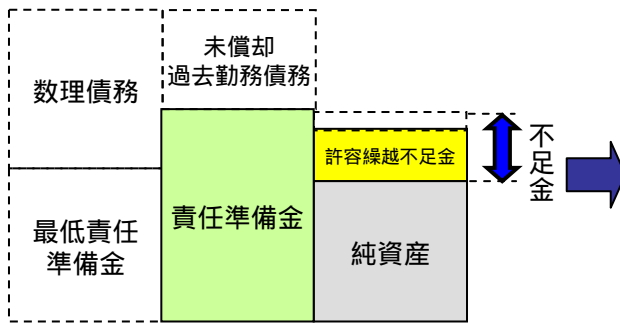
次頁以降イメージご参照



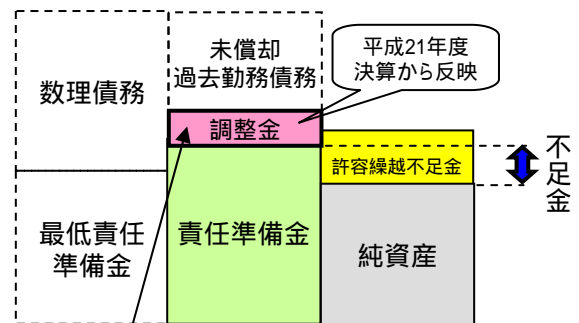
1. 最低責任準備金の期ズレ解消

- ・ 掛金計算、継続基準の財政検証において期ズレを解消。
- ・ 従来の最低責任準備金との差額を「最低責任準備金調整加算(控除)額」として認識する。
- ・ 平成21年3月末基準では最低責任準備金の15%程度が調整金となる見込み。
- ・ 非継続基準、解散等の最低責任準備金は従来通り。
- ・ 平成22年4月に適用される特別掛金の算定から反映させる(財政検証の判定には適用しない)。
- ・ 平成21年度以降は財政検証の判定・特別掛金算定に反映させる。
- ・ 責任準備金の定義が変更され、従前の責任準備金に最低責任準備金調整加算(控除)額を加除して算定。(責任準備金の定義の変更に伴い、承継事業所償却積立金等の定義も変更)

< 従来の継続基準の財政検証 >



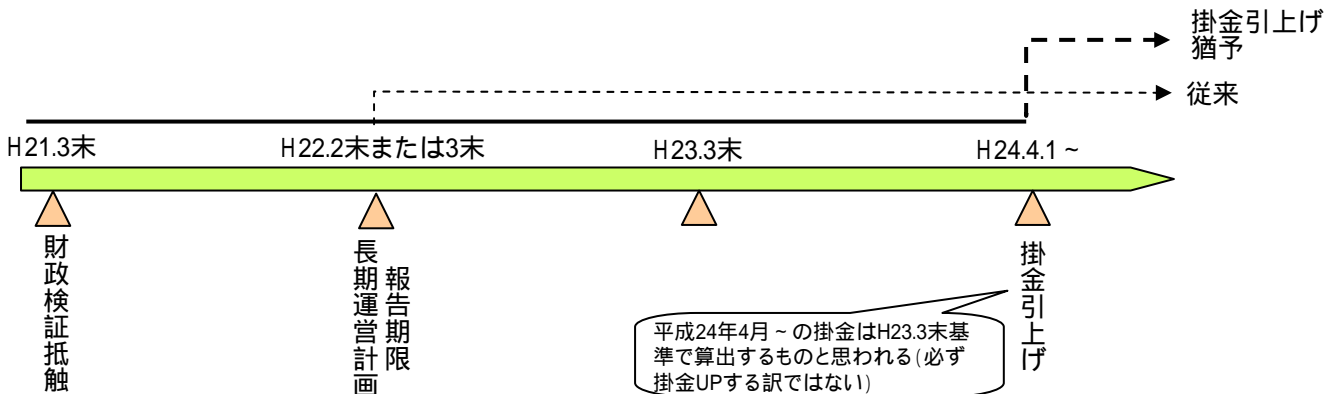
< 期ズレ解消後のイメージ >



調整額 = - (前回のパブリックコメントで示された内容)
 現行基準の最低責任準備金
 平成11年10月(ころがし開始時)から当該事業年度末までの最低責任準備金付利率
 について、現行の適用期間を1年9ヶ月前倒して算出した額

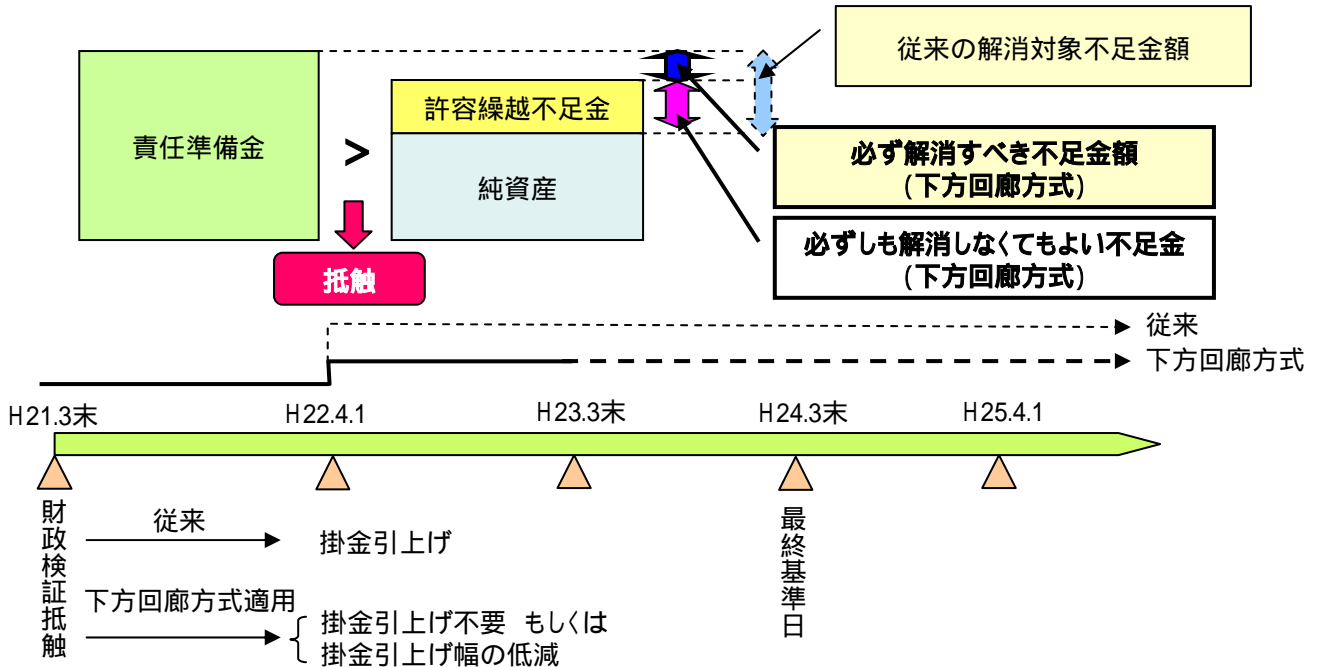
2. 掛金引上げ猶予

- ・ 平成24年3月末まで標準掛金、特別掛金、特例掛金の全部又は一部の引上げ猶予が可能(非継続基準抵触による特例掛金引上げ分も対象)。但し免除保険料の変更と同率標準掛金率を変更部分については、猶予の対象外。
- ・ 規約変更の期限(規約変更を行わない場合は計算基準日の11ヶ月後)までに、数理関係書類及び長期運営計画の策定を議決した代議員会の議事録を添付して「長期運営計画」の地方厚生局宛提出が必要。
- ・ 財政検証以外の財政計算についても最大平成24年3月末まで引上げ猶予可能。



3. 下方回廊方式

- 平成21年3月末から平成24年3月末までを基準日とする財政検証に基づく財政計算の特別掛金において適用可能。
- 特別掛金計算において許容繰越不足金の全部又は一部は解消しなくてもよい。
- ただし財政再計算、20%変動等は除く(財政再計算等は不足金の全額解消が必要)。



4. 長期運営計画のガイドラインで示された内容

- 制度設計、運用方針、加入員数等の基礎構造など、基金の内的要因による問題点を分析し、その問題点を解消することが目的。
- 長期運営計画で定めた事項については、掛金引上げ猶予されている期間内に準備をし、掛金引上げ猶予期間終了後には可能な限り対応するよう努めること。
- 検討委員会等を立ち上げての検討や理事会及び代議員会などにおいて十分な議論を行った上で、代議員会の議決を経て策定すること。

以上